

食物アレルギー対応（除去食）について

摂津峡認定こども園

園においては、集団給食を基本としながらも、可能な範囲で除去食（アレルギーの原因食品を除く）を実施しています。

安全で適切な食事の提供のためには、『専門的な医師の指示・指導』と『保護者・園の連携』、『家庭での取り組み』等がとても大切です。以下の項目をよくお読みいただきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

医師からの届出を基本とします。

☆提出書類☆

必ず医師による『食物アレルギー指示書』『アレルギー検査報告書』（写しも可）を提出してください。

☆書類更新☆

更新は、毎年4月と10月に必ず行っていただきます。

≪解除があった場合≫

お子さんの成長に伴って、アレルギー症状が緩和し、除去を必要としなくなった場合には、2週間ご家庭で試して安全を確認した後、『食物アレルギー指示書』、『アレルギー検査報告書』、『食物アレルギー除去食の解除申請書』のご提出をお願いします。

≪解除がなく、継続の場合≫

『食物アレルギー指示書』、『アレルギー検査報告書』（写しも可）を提出してください。

園と家庭が連携し、一貫性をもって実施します。（園だけの除去はいたしません。）

☆家庭で除去食などの対応をされており、当園でも除去が必要で、『食物アレルギー指示書』、『アレルギー検査報告書』の提出があった場合にのみ実施します。

☆集団給食において除ける範囲での除去食を実施します。

☆除去食実施に際しては、献立表をよく見て医師・担任・調理師と相談の上、確かな連携をお願いします。

☆毎月末に、個々に対応した献立表をお渡ししますので、内容の確認をお願いします。

「食物アレルギー除去食」の解除申請書

平成 年 月 日 () 記入

摂津峡認定こども園 園長 宛

保護者

住所 _____

氏名 _____

印 _____

対象児童名： _____

生年月日：平成 年 月 日生まれ

受診医療機関名： _____ 同連絡先： _____

私は、

「食物アレルギー除去食」の解除の申し込みをいたします。

先般、かかりつけの主治医より、アレルギー食物除去の解除の許可を得て、家庭での摂取を試行していましたが、特に問題がありませんでしたので、上記の通り解除の申請をします。

—記—

除去を必要としていた食品：

解除段階：例) 全卵解除・卵その物のみ解除 (混ざりものはOK) など

解除実施日： 年 月 日 ()

以上